

議会基本条例素案に対する意見

No	意見	回答
1	<p>市議会に審議を求める市政運営の広範囲にわたる個別計画には、特に都市インフラ分野における長期計画がある。これは、長期計画策定委員会が審議されている。委員は助役や、大学教授などのほか、市民選出の委員もいる。これら委員の多くは、広範囲にわたる分野について、実務経験がなく、審議の程度が危ぶまれたまま、案が策定され市長を経て議会に提出されている。専門家は成果について責任を問われるが、実務経験のあまりなく、専門性のない委員が審議しているのは、単に学者が見ているとの権威付けを行っているだけで、審査の質に問題がある。市民に呼びかけられた討議会に出ても、意見を述べる時間は数分で、起案者が勉強していないので、専門家の立場で意見書を出して無視されている。</p> <p>金属関係を専門とする先生や、財政に詳しい助役に、インフラ関係の技術のことを、質的に期待することはできない。市民には、広い分野での実務経験のある人材が多くいるが、活用されていないのは問題である。長期計画は市で最も上位のこととで、真剣に考えると、長期計画策定委員については、助役選定時と同様に、市議会での審査が必要と考えるので、市議会による委員候補についての審議項目を、条例に加えてほしい。</p>	<p>武藏野市長期計画条例第4条第2項に「市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。」と規定されているとおり、長期計画策定委員の選定は、市長の執行権の範囲ですので、ご提案にあるような議会基本条例への追加はできないものと考えております。</p> <p>なお、市議会として専門家の意見を聞く必要があると判断した場合は、意見を聞くことができます。</p>
2	<p>1. 総論</p> <p>そもそも市議会として、こうした基本的な取り決めがなかったことは驚きであり、これまでどのように市議会が運営され、議員が活動してきたのかが不思議な位です。</p> <p>したがって、条例として制定することは賛成です。</p> <p>ただ、残念ながら、基本事項として並べられたことは、市民からみれば当然のことであり、今後の社会経済を見通した市議会運営や議員活動が描かれていないことは残念です。</p> <p>2. 前文について</p> <p>武藏野市議会は、選挙権を持つ武藏野市民が住み活動する武藏野市政をより良いものとするために市長とともに二元代表制の一翼を担うにも関わらず、武藏野市が東京や日本の地方自治体として今後直面する課題について何ら展望がなく、単に「市民福祉」の向上を果たす決意をもって条例を制定するという前文しか掲げていない（つまり、端的には条例を制定することが「市民福祉」の向上につながるとも読める）。</p> <p>市議会の適切な運営に関わる大きな社会経済の変化には様々なものがあるだろうが、主たるものは、①長期的な人口・世帯の縮小（市の場合は中期的に漸増予想だが）による有権者の減少、②少子高齢化による有権者層が高齢層に偏ること、③さらなる情報社会の到来によって従来的な市民の市政参加方法や市民意見の確保、情報公開時期や手段、市民の意見選挙のあり方までが中長期的には目に見える変化に向けた圧力を受けることとなることが考えられる。</p> <p>つまり、議会の実務的な役割から市民や市政に対する組織的な役割自体が変化していかねば、「市民福祉」の向上に向けて、議会や議員は旧態依然の動きしかできず、適切な役割を果たせなくなる恐れがある。</p> <p>以上から、前文としては、こうした認識のもとに、議会運営や議員の役割は、根源的には民主主義の土俵として変えられぬ部分があるとしても、社会経済の動きの中で、民主主義の原則のもとに、柔軟に且つ適切に議会基本条例を見直し、「市民福祉」「民主主義」に寄与すべく運営・活動する方針が掲げられてもよいのではないか。具体的には人口減少や高齢化の下において、議員定数や議員年齢などの見直しもやがて必要になるだろうし、情報社会では市議会や議員による情報開示のあり方、市民との情報交換や議論、請願のあり方まで、より市民が市政にアクセスし易くするような工夫までを考慮せざるを得ないのではないか。</p> <p>この基本条例素案は、全体の内容も前文においても、こうした展望もなく、1回定めれば、そのままだらだら使っていけるような内容にとどまっており、大変残念であり、十分な議論の基に作成されたものとは思いにくい。</p>	<p>これまでの市議会は、日本国憲法や地方自治法、また地方自治法に基づく本市議会会議規則や本市議会委員会条例のほか、議会内の取り決めを内規として定め、それらに基づく運営を行ってきております。</p> <p>今回制定する議会基本条例では、議会の意義と理念を明確化し、これまでの議論を踏まえ、武藏野市議会としての方向性を決めました。</p> <p>素案の段階で2017年に市民の皆さんと意見交換会を行っております。</p> <p>ご指摘の人口減少や情報社会の到来については、別の項目でお答えしていますが、条例制定後には、社会状況に合わせるなどの見直しありますので、その際にはいたいたご意見を参考にいたします。</p> <p>紙面の都合により「市議会だより」には、これまでの経過の概要のみ掲載いたしました。</p>

<p>本来は多くの市民委員の参加により、こうした内容を含めて、しっかりした意見を聴取しながら、議会や議員、市長、市民相互のあり方を掲げるべきではなかったのか。</p> <p>この素案は単に、複数の会派や会派に属さぬ議員が合意できる差し障りのない内容で作成されたという印象を受けるが、議会基本条例なるものは、素案の段階で、本来議員当事者だけの議論で策定されるべきものなのだろうか。</p> <p>どれだけの議論がどのように行われたかについての情報も、「市議会だより」には整理されておらず、一市民としては、情報不足の状況で、意見を求められているという印象を拭えない。</p>	
<p>3. 第1章 総則</p> <p>これまで基本条例なくして議会は運営されてきたわけであるから、有ると無いのでは一体何が違うのかが目的や条例の位置づけからは見えてこない。</p> <p>基本条例を制定する意義を、無い状態と比べて明確に記述すべきではないのか。</p> <p>基本条例がなくても、「地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確に応え、もっと市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与」してきたのではないか。</p> <p>基本条例を制定することによってどのような違いが出てくるのか、その意義が説明されていない。</p>	<p>条例を制定することで、議会の意義と理念を明確化し、これまでの議論を踏まえ、武蔵野市議会としての方向性を明示とともに、市民の皆様にも分かりやすいように議会運営の基本原則を定めています。</p>
<p>4. 第2章 議会の原則、第6章 議会機能の強化</p> <p>議員のみなさんを招いて市民活動についてご紹介する際に、よく言われるのは「大変参考になりました勉強させていただきます」ということであり、議員として何がよいと感じ、こうした点は改善してはどうかという意見を言われたことがない。</p> <p>今回、議会全体で研修する規定がなかったので定めることであるが、議会の機能等を充実強化することは重要だが、研修をやればそれが果たせるわけではない。</p> <p>議員は日々市民と接触され、様々な意見を聞き、どうすべきかをお考えのことかと思うが、いったい議会として、どのような研修企画を念頭に置かれているのかが分からない。</p> <p>日々、議員と接しても勉強しているとしか言えない方々は、いったいどのような研修を積めば、優れた議員となり、議会機能を充実強化できるのだろうか。</p> <p>具体的にどのような研修が議員から望まれているのか、研修について定められていないから定めるという議論の経緯についてご説明いただきたい。</p> <p>勉強は機会やお金があれば簡単にできるかもしれないが、目標とやる気があれば誰でも少しづつはやれることもある。</p> <p>市民としては無駄な研修によって無駄な税金を使ってもらいたくない。</p> <p>第6章 議会機能の強化の部分は抽象的で分かりにくいが、法96条第2項の規定ということで理解できないでもない。ただ、第2章に定める研修をやるのであれば、別途定める規定により、研修の必要性、望まれるテーマがどのように選択されるのか、費用、議員が研修を受けたことによる具体的な成果、さらに市議会の機能がどのように研修によって充実し強化されたのかを公開できるようにして欲しい。</p>	<p>これまでに、議会機能の充実、強化を目的として、市政の課題についての研修を実際には行っていましたが、議会全体で行う研修についての根拠規定がなかったために明文化しました。</p> <p>なお、これまで北川正恭早稲田大学名誉教授（元三重県知事）、江藤俊昭山梨学院大教授、中尾修東京財團研究員（元栗山町議会事務局長）、吉田利宏元衆議院法制局参事を講師に議会基本条例等に関する研修会や市議会広報、人権についての研修会などをを行い、市議会だよりで報告しています。</p>
<p>5. 第6章 議会機能の強化、第18条 議員間討議、議長及び副議長選挙、広報広聴の充実、議会図書資料室</p> <p>この部分は、情報化や情報リテラシーの進展により、大きく変化せざるを得ない部分ではないか。</p> <p>単に充実という言葉では表現しきれない部分があり、やはり前文や全体として基本条例の方向として、前文を工夫し、第6章等においても、その具体的な動きが展望できるようにすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、逐条解説の中に「情報化の進展を踏まえ」の文言を追記いたしました。</p>
<p>6. 第7章 大規模災害への対応</p> <p>「大規模災害が発生した非常時においても、機能を維持するものとする」とあるが、大災害時には自らを守るだけでも精一杯になることを踏まえると、これをどう実現できるのか。</p>	<p>大災害時には、市長が災害対策本部を立ち上げ、執行部が責任を持って具体的な対策を行うものであり、議会、議員は地域での情報収集に努めます。議会としては、事前の災害予防対策と事後</p>

	<p>そのためには、それこそ情報システムの充実や強化、緊急時におけるネット等を通じた市民と議員の情報共有や、ネット上における簡易議会開催や決議などを可能とするために、どう備えていくかを考える必要がある。</p> <p>正直、大規模災害への対応に関する第20条をみても、議会や議員が一体何を市民のためにてくれるのかが分からぬ。災害対策本部ができた後において、市民は一体議会に何を期待してよいのか。</p> <p>災害対策本部との情報効果等とは一体何なのが見えてこない。</p> <p>これだけ大規模災害が頻発しているにもかかわらず、議論と記述不足ではないか。</p>	<p>の復興計画策定などにあたって議会の活動原則に基づき、役割を果たすものと考えます。</p> <p>大災害時における議会の活動を示す「議会危機管理フロー」をご参照ください。</p>
7.	<p>第8章から第10章</p> <p>人口縮小社会では、都市のみならず、議会もコンパクトにならざるを得ない。</p> <p>本市の実情にあった定数を検討し、政務活動費と報酬を割り当てるわけであるが、この部分に上記の前文に対する意見は影響してくるものであり、前文の重要性を認識いただきたい。</p>	<p>武蔵野市による直近の将来人口推計（平成30年）では、当面微増となっています。</p> <p>参考用URL http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/musashino_profile/jinkotokei/1003331.html</p> <p>議員定数、報酬、政務活動費は別の条例で定め、今後の社会状況に合わせて見直しの検討をしていきます。なお、定数の上限は、地方自治法でかつては規定されていましたが、現在では、上限、下限ともありません。武蔵野市議会の議員定数は、36名、30名、26名と変更してきています。議員定数は、人口だけで決めるものではありません。</p>
8.	<p>第11章 見直し手続き</p> <p>見直しは適時、検証するとあり、正直言ってコミットがみられない。</p> <p>解説では4年に1回以上行うとあるので、そのように記載すべきではないか。</p> <p>適時とはいよい加減な表現であるし、どのように検証するか、基本的なコミットもない。</p> <p>この部分も、前文との関係で、しっかり表現すべきである。</p>	<p>逐条解説で4年に一回以上としていますが、議会運営の見直しは日常的に行われているため、この表現といたしました。社会情勢の変化や市民からの提案等を反映するために必要に応じて見直しをいたします。</p>
3	<p>議会基本条例に関わる意見</p> <p>市の、技術的専門知識を必要とする事業の計画立案で、専門知識度の低い担当により作成された計画案が、専門家の詳細な検討を経ずに、そのまま専門知識に疎い議会承認を受けており、無断予算使いがなされている。これを防ぐためには、第三者委員会のような専門家を含めた検討委員会が必要で、そこで得られた討議の結論は、市執行部との協議に用いられる仕組みを、条例にさだめて頂きたい。また、担当部署との専門家との意見交換を市に勧告する機能も議会条例に加えて欲しい。これらの事は、市の政策の質を高め、担当部署に、さらなる必要知識に対する質の向上をもたらすので、市民は安心できる。</p> <p>一つの事例を挙げれば、多雨時期には、雨水浸透水槽は、上流側からの浸透水湧出設備となり、水は減少せず、蚊の発生源になる。200mmの降雨では、1平方キロメーター当たりの水量は、20万立法メートルにもなり、僅かな水槽容量では何も機能しないことになる。各地で600mmの降雨が見られており、設計根拠の無い条例は廃棄すべきである。また、学校関係の建築物における、設計根拠の提示不足など、大きな問題として、市議に取り上げられており、どこも手をこまねいているのなら、議会に委員会を設置して、改善すべきである。</p>	<p>計画の策定は、市長の執行権の範囲であると考えております。</p> <p>なお、市議会として専門家の意見を聞く必要があると判断した場合は、意見を聞くことができます。</p>
4	<p>1)・第2章 議会の原則 (議会の活動原則)</p> <p>第3条（1）「議会として合意形成を目指して自由で闊達な議員間の討議等を～」</p> <p>・第3章 議員の原則</p>	<p>本会議における代表質問、一般質問や委員会における質疑は、市長などへの質疑が基本となっていますが、議会の審議が、深化するように議員間の討議がさらに必要と考え、市民の皆さんに分かりやすいように、規定いたしました。</p>

<p>(議員の活動原則)</p> <p>第7条（1）「議員間のかつたつな討議を重んじへ、」とあります、中継をたまたま見た際に、例えばICT化への取り組みについてのように、議員さんごとに正反対の主張を市長さんに質問していることがありました。もう少し、議員さん同士の討議が必要だと考えます。</p> <p>また、インターネット中継でみられるものは市長さんへの質問ばかりで、議員さん同士の生の討論が見えてきません。各議員の思想がもっとはつきり市民に見えるような中身のある議論を公開するべきだと思います。</p>	
<p>2) 第3章 議員の原則 (議員倫理) 第8条について</p> <p>議会や委員会での質問の仕方について先日の第六期長期計画審査特別委員会を拝聴した際、職員の人格を否定するような発言がありました。</p> <p>たまたま、市外に居住する知人もインターネットで聞いていたようですが、「聞いていて胃が痛くなった。」と申しており、外の方からも不快に感じられるような言葉の表現だったことがわかります。</p> <p>「市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に公正かつ厳正を旨とする言動に努めなければならない。」とありますが、努力義務規定ではなく、義務規定とすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見を真摯に受け止め、議員として品位をさらに保つようにしてまいります。</p>
<p>3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義について 自治基本条例（仮称）の素案には「市民」の定義がありましたが、議会基本条例にはありません。在勤・在学も含むものなのか、明確にしていただいた方がよろしいかと思います。 ・計画をつくる委員会の傍聴について 私は仕事や家事が忙しくなかなか傍聴に行けませんが、よく会議等を傍聴しに行くという知り合いから、市の大事な計画を策定する色々な委員会を傍聴しにきている議員さんが少ないと聞いています。議員の原則に努力義務でもいいので、積極的な公聴の活動を含めてはいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義について議論をした結果、一律に定義をすることは難しく、かえって範囲を狭めることにもなるため、今までと同様に在住、在勤などよりも幅広くとらえ、あえて規定をしていません。 ・計画策定委員会等の傍聴については、委員会が多種、多様で開催日も多いため全て傍聴することは困難と考えますが、ご指摘を踏まえ積極的な情報収集に努めてまいります。 なお、議会内の各所管の常任委員会には、大事な計画等については必ず報告と説明（行政報告）があり、執行部への質疑が行われることとなっています。